

常議員会 報告

令和5年1月13日 常議員40人中25人出席

〈報告者〉小川 英郎(49期)



新年初めての常議員会が1月13日に開催された。

当会の都市型公設事務所である「弁護士法人東

京フロンティア基金法律事務所」の次期所長として、神田安積会員（前当会会長）が就任することが決まった。挨拶で神田会員は、「裁判や弁護士に手が届かない人に手を差し伸べることが重要。また、事務所の財務状況を強化したい」などと抱負を語った。

国選事件の受任状況について、特定の会員に受任が偏っており、特に控訴審事件処理に問題が散見されることから、控訴審に限って、年間受任可能件数を現在の20件から15件に減らす旨の細則

議 題	
議 決 事 項	倫理研修未受講に対する措置への不服申立の件
	入会審査及び指定法付記請求
諮 問 事 項	資格承認及び指定法
	人権救済基金援助申請(令和4年(救)第4号)の件
	会立件懲戒調査請求の件(A)
	会立件懲戒調査請求の件(B)
	会立件懲戒調査請求の件(C)
	日弁連担保法制の見直しに関する中間試案意見照会の件
	公益活動負担金未納付に係る公表対象会員からの不服申立の件
	会立件懲戒調査請求事案の事前公表の件
報 告 事 項	国選弁護事件の推薦等に関する取扱細則一部改正の件
	「弁護士情報セキュリティ規程」第3条第2項に関するサンプル案の件
	業務システムリプレース検討におけるコンサルティング進捗報告の件
	日弁連照会「弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則」、「偏在対応弁護士等経済的支援事業に関する細則」及び「公設事務所援助事業に関する細則」の一部改正案に関する回答の件
	弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 次期所長弁護士の件
	弁護士推薦委員会報告の件
	2022年度幹事選任の件
会員異動の件(登録取消及び登録換え含む。12/31現在)	

改正が行われたとの報告があった。これについては、若手を中心に国選事件を多数受任して頑張っている会員もいるとの指摘がなされた。

当会の基幹システムについて、事務局の業務効率化、利用者の利便性向上、コスト効率の向上を目的として、現在、外部コンサルタントにシステムの抜本的な更新を含めた調査を依頼している。今常議員会では、それに伴う予算見込みや開発スケジュールなどが報告された。2月から5月にかけて、開発方針の決定と予算の確定を行うという

スケジュールであり、6月以降本格的な開発のフェーズに入る見通しである。本格的な新システムへの移行は、2年半後となる予定。

弁護士過疎・偏在対策として、各地域で活動している会員が大規模災害等に見舞われた場合、地勢的に被害が大きく、復旧等に時間と費用がかかる。日弁連は、こうした会員に対して移転費用や復旧費用を支援する旨の規則改正案を検討しており、当会にも意見照会があった。当会は、異議なしと回答した。



概 要	結 果
会則第19条の3第4項に基づく不服申立	小委員会を設置し審議すること及び小委員会委員の人は議長に一任することについて異議なく承認
入会審査23件、指定法付記請求1件	入会審査のうち1件は賛成多数で、その他は異議なく、日弁連への名簿登録請求進達を可とすることを承認
資格承認申請2件、指定法申請0件	異議なく承認を是とする旨の答申
人権救済基金援助金支出に関する、人権救済基金設置規則第7条に基づく諮問	援助を是(援助金額50万円)とする旨を異議なくで答申
弁護士が会則や規則に基づき実施する調査等を妨害せんとしたことを理由とする会立件懲戒調査請求	会立件を是とする旨を賛成多数で答申
弁護士法、職務基本規程及び預り金会規違反を理由とする会立件懲戒調査請求	会立件を是とする旨を全会一致で答申
弁護士法違反を理由とする会立件懲戒調査請求	会立件を是とする旨を全会一致で答申
日弁連からの左記意見照会への対応	継続審議
会員の公益活動等に関する会規第10条第2項に基づく諮問	公表を是とする旨を賛成多数で答申
会立件懲戒調査請求(B)を会規に基づき事前公表	会立件懲戒調査請求(B)の事前公表を是とする旨を全会一致で答申
左記細則の改正報告	
左記サンプル案の内容報告	
左記コンサルティングの進捗報告	
左記意見照会への回答内容報告	
左記法律事務所の次期所長弁護士決定報告	
推薦結果の報告	
決定した幹事人選の報告	
12月31日現在 6,811名(正会員6,430名、外国特別会員199名、法人会員176名、外国法人特別会員6名) 登録取消10件、登録換え退会5件	